

古い薬の使用はやめましょう

有効期限の切れた薬は処分しましよう。医療機関で処方された薬は、そのときに使い切るのが基本ですが、残ってしまった場合は、使用期限にかかわらず処分しましょう。似たような症状があらわれた際に自分の判断で使用するのは危険です。

問い合わせ

役場保健福祉課 保健係

☎ 45・1111 内線610

愛媛県保健福祉部

健康衛生局薬務衛生課薬事係

☎ 089・912・2391
(社)愛媛県薬剤師会

URL
[http://www.yakuehime.jp/outline/index.html](http://www.yakuehime.jp/)

こんなときには届出が必要です

▼第3号被保険者の届出

国民年金への届出は、加入する時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。もし、届出をされなかつた場合、年金額が少なくなつたり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましよう。

○20歳以上60歳未満の方

届出が必要なとき	被保険者の種別	届出先
20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)	第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
就職したとき(厚生年金・共済組合に加入したとき)	第1号 ⇒第2号	勤務先
退職したとき(厚生年金・共済組合加入者の場合)	第2号 ⇒第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
第2号被保険者と結婚し、扶養されるようになったとき	第3号	配偶者の勤務先

☎ 45・1111 内線216
役場町民課保険年金係

問い合わせ

届出が必要なとき	被保険者の種別	届出先
○配偶者である第2号被保険者が退職したとき ○配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ○配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ○配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号 ⇒第1号	鬼北町役場 宇和島年金事務所
本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や 共済組合に加入したとき	第3号 →第2号	第2号被保険者の 勤務先
配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金 制度が変わったとき(例:厚生年金から共済組合等)	第3号 (種別変更なし。 届出必要)	鬼北町役場 宇和島年金事務所
本人の住所が変わったとき	—	第2号被保険者の 勤務先

国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、自分で納める必要はありません。

10月18日～24日は
「秋の行政週間」です

総務省では、行政相談制度を広く知つていただき、その利用を促進するため、10月18日(月)から24日(日)までの1週間を「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行います。

当町でも総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次とのおり行政相談を実施いたしますので、この機会にお気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

日 時
10月20日(水) 10時～15時

場 所
総合福祉センターひまわり
広見地区
日吉地区

行政相談委員
日吉住民センター研修室
広見地区 関本 健夫
日吉地区 井谷 和隆

問い合わせ

役場総務課行政係
☎ 45・1111 内線236